

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たる日は、翌日
の翌日)

目 次

◇ 条 例 鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例 (議芸総務課)

公布された条例のあらまし

◇ 鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

- 一 病院局に関する事項を所管する常任委員会を、福祉環境警察常任委員会にすることとした。(第二一条関係)
- 二 常任委員会が、審査又は調査のため、説明の出席を求めることのできる者に病院事業の管理者を加えることとした。(第十六条関係)
- 三 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成七年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十三号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「生活環境部」の下に「、病院局」を加える。

第十六条中「知事」の下に「、病院事業の管理者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。